

浦安市公園等の里親制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する公園及び緑地（以下「公園等」という。）において、自治会、ボランティア団体等市民が組織する団体（以下「団体」という。）が、緑化活動、日常的な環境美化活動等を行うことにより、地域コミュニティーを形成し、及び緑とふれあう協働するまちづくりを推進するとともに、公園等の利用のモラルの向上や地域に親しまれる公園等の創出を図るため、公園等の里親制度を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里親 公園等において里親活動を行うことを目的とした5人以上の地域住民等により結成された里親活動を継続して遂行できる団体であって、里親活動を行うことに関し市長と合意書を取り交わしたものをいう。
- (2) 里親活動 次条第1項各号に掲げる活動をいう。
- (3) 合意区域 公園等であって、里親が里親活動を行うことについて、市長と合意した区域をいう。

(里親活動等)

第3条 里親は次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 合意区域における草花の植付け等の緑化活動
 - (2) 合意区域における清掃、除草等の環境美化活動
 - (3) ビオトープ、田、緑化推進施設等の管理
 - (4) 合意区域（合意区域が公園等の一部である場合にあっては、当該公園等）内の施設及び遊具の損傷並びに不審者等についての情報提供
 - (5) その他環境美化、緑化等の促進に関し必要な活動
- 2 里親は、前項に掲げる活動を行うに当たっては、十分な安全措置をとるとともに、合意区域における利用者の利用の妨げにならないようにするものとする。
- 3 市長は、次に掲げる支援のうち、里親活動を行う際に必要と認めるものを、予算の範囲内において行うものとする。
- (1) 物品の貸与又は消耗品の支給
 - (2) 傷害保険等の加入
 - (3) 里親名を記した看板等の設置
 - (4) その他必要な支援

(合意書の取り交わし)

第4条 里親になることを希望する団体は、自ら区域及び方法を定めて、浦安市公園等里親申出書（別記第1号様式）に、活動区域図、団体名簿及び年間活動予定表を添えて、市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の申出書の提出を受けた場合において、里親として適当と認めるときは、当該団体と合意書（別記第2号様式）を取り交わすものとする。
- 3 前項の合意書の有効期間は、取り交わした日の属する年度の末日までとする。た

だし、次条に規定する合意書の解消がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(合意の解消)

第5条 里親は、里親を辞退しようとするときは、浦安市公園等里親辞退届（別記第3号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、合意を解消することができるものとする。

(1) 里親の活動が合意書の内容と異なるとき。

(2) 里親が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。

(3) 当該公園等を新たな目的のために使用する必要が生じたとき。

3 市長は、前項の規定により合意を解消しようとするときは、浦安市公園等里親合意解消通知書（別記第4号様式）により当該里親に通知するものとする。

4 里親は、合意を解消するときは、合意区域を原状に回復し、市長の確認を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(活動報告)

第6条 里親は、当該年度の活動状況を浦安市公園等里親活動報告書（別記第5号様式）により翌年度の4月末日までに市長に報告しなくてはならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(令和3年6月11日 一部様式改正)